

府 消 委 第 44 号
令和 7 年 3 月 27 日

内閣総理大臣 石破 茂 殿

消費者委員会委員長 鹿野 菜穂子

答 申 書

令和 7 年 3 月 19 日付け消取引第 260 号をもって当委員会に諮問のあった下記事項については、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

特定商取引に関する法律第 26 条第 1 項第 8 号ニに規定する適用除外の対象として政令で定められている役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特定商取引に関する法律施行令別表第 2（第 11 条、第 12 条関係）の改正を行うことについて

以上

対象となる業務

「中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律」（令和５年法律第 61 号）第 2 条による改正後の株式会社商工組合中央金庫法（以下「改正商工中金法」という。）に係る以下の業務

○改正商工中金法第 60 条の 35 第 1 項第 8 号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第 2 項に規定する役務の提供

以上